

委 託 契 約 書 (案)

北海道 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、業務の委託について次のとおり契約する。

(委託業務)

第1条 甲は、野幌森林公園林内散策路警備業務 (以下「委託業務」という。) の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙野幌森林公園林内散策路警備業務処理要領 (以下「要領」という。) により委託業務を処理しなければならない。

2 前項の要領に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間は、平成28年5月1日から平成28年10月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、委託業務に対する委託料として金 円 (月額支払内訳書別紙) を乙に支払うものとする。

〔 甲は、委託業務に対する委託料として金 円 (うち消費税及び地方消費税の額金 円) (月額支払内訳書別紙) を乙に支払うものとする。 〕

(注) [] 書きの部分は、乙が課税事業者である場合に使用する。

2 甲は、乙に対して毎月10日までに前月分の委託料を支払うものとする。

3 委託料の支払場所は、北海道会計管理者の勤務の場所とする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、金 円とする。

[契約保証金は、免除する。]

(注) [] 書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(業務担当員)

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当たる業務担当員を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も、同様とする。

(業務処理責任者等)

第9条 乙は、委託業務の処理について業務処理責任者を定め、遅滞なく、甲に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も、同様とする。

2 乙は、委託業務の処理のため、次の各号に定める要件を具備した警備員を配置するものとする。この場合において、警備員2名以上を置く場合は、そのうち1名を主任者と定め、業務処理の責任体制を明確にするものとする。

(1) 成人の男子であること。

(2) 心身に著しい欠陥を有せず、警備業務を行う能力を有する者であること。

(3) 身元が確実で、素行が正しい者であること。

(4) 責任感を有し、かつ、公共施設の品位を損なうおそれのない者であること。

3 乙は、前項の規定により配置すべき警備員及び主任者を定めたときは、遅滞なく、甲に通知しなければならない。警備員又は主任者に異動のあった場合も、同様とする。

4 乙は、警備員には常に清潔かつ端正な服装をさせるとともに、乙の発行する身分証明書を常時携帯させなければならない。

5 乙は、警備員に対し、職員及び来庁者に接する場合の言動等について十分に留意するよう、指導監督しなければならない。

6 乙は、委託業務に従事する警備員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。
(業務処理責任者等の変更請求等)

第10条 甲は、業務処理責任者又は乙が配置した警備員が、委託業務の処理上著しく不相当と認められるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(施設の使用等)

第11条 甲は、乙が委託業務を処理するために要する室を指定し、及び当該室に備える別表に掲げる備品を乙に無償で供与するものとする。

2 乙は、指定された室及び供与を受けた備品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに、指定された室を原状に回復し、明け渡さなければならない。

4 乙は、供与を受けた備品が不用となったときは、速やかに、甲に返還しなければならない。

5 委託業務の処理に必要な器具及び消耗品等は、一切乙の負担とする。
(報告義務)

第12条 乙は、指定した日の翌日9時まで以前日の警備に関し、甲の指定する書式により甲又は業務担当員に報告しなければならない。ただし、北海道博物館が休館日の場合はその翌日とする。

2 乙は、次の各号に掲げる事実の生じたときは、直ちに、甲又は業務担当員と協議しなければならない。

(1) 要領で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。

(2) 委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。

(3) 委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。

3 乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあつては、当該処理をした後、遅滞なく、甲又は業務担当員にその処理経過、結果等を報告するものとする。

(調査等)

第13条 甲は、委託業務の処理状況について、随時に、調査し、報告を求め、又は当該業務の処理につき適正な履行を求めることができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。

(3) 正当な理由なしに警備員の変更請求に応じないとき。

(4) その他その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号におい

て同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益をを図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約に関連する契約の相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による解除が月の途中で行われるときは、甲は、当該月における委託料を乙に支払うものとする。

第14条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が排除措置命令(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この条及び第16条の2において「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第16条の2において同じ。)を受けた場合において、当該排除措置命令についての行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え(以下この条において「処分の取消しの訴え」という。)が提起されなかったとき。

(2) 乙が納付命令(独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第16条の2において同じ。)を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき。(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)

(3) 乙が、排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙が独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき(当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定した時をいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛て人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第165条第1項若しくは第165条の2の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第15条 乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、甲に通知しなければならない。

（損害賠償）

第16条 第14条第1項の規定により契約が解除されたときは、この契約に関し乙が納付した契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供した担保を含む。）は、甲に帰属する。

〔 第14条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。 〕

（注）〔 〕書きの部分は、契約保証金を免除する場合に使用する。

- 2 第14条第2項又は前条の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第16条の2 乙は、この契約に関して、第14条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第6号までに掲げる場合において、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるとき

は、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

3 前2項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

(相殺)

第17条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た秘密を他に漏らさないようにしなければならない。

(管轄裁判所)

第19条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第20条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 北 海 道
北海道博物館長 石森 秀三 印

乙 住 所

氏 名 印